

佐野市立西中学校区小中一貫校整備事業

募集要項等に対する質問書への回答

No.	資料名等	頁	第(章)	1	(1)	ア	他	質問内容	回答
1	募集要項	8	3	12	⑨			各業務について、複数の企業で業務を実施する場合は、共同企業体を結成することを可能とする。この場合、あらかじめ出資比率、組織、役割等を記載した共同企業体結成の協定書及び共同企業体への委任状を企画提案書とともに提出すること。とありますが、「協定書」と「委任状」は様式集にはございません。ご指示願います。	共同企業体協定書及び共同企業体の代表者への委任状の様式は任意とします。 なお、協定書には必須事項として以下の内容を記載してください。 ・出資比率 ・組織名称 ・本業務における役割 その他記載事項は、国土交通省で標準協定書を公表しているため、ご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html
2	募集要項	17	4					提案限度額について、提案限度額の記載がありますが、設計、施工（解体含む）、工事管理費及び維持管理費用各業務ごとの金額をご提示ください。	各業務費ごとの限度額は設定していません。 提案限度額の範囲内において、事業者からの提案をお願いします。
3	要求水準書	34	2					建築物保守管理業務について、経年劣化の判断基準の考え方、判断基準をお示しください。	建物等に係る経年劣化の判断基準の考え方、判断基準とも提案事項のため、事業者からの提案をお願いします。
4	要求水準書	38	5	(2)	(b)			定期清掃を計画するにあたり、主に児童生徒、教員等が行う日常清掃箇所（範囲）をご指示ください。	詳細な清掃箇所の分担については、維持管理業務に関する協議において決定します。 (参考) 現行の市立義務教育学校における、児童生徒の一般的な日常清掃範囲 ・校舎内、一部校舎周辺（昇降口前など） ・体育館内、武道場内、及び玄関付近など一部周辺
5	要求水準書	38	8					「経常修繕及び計画修繕をいい」とありますが、「経常修繕」及び「計画修繕」の言葉の定義をご教授ください。	「経常修繕」は建物等の突発的な破損や不具合に対して適宜行う修繕をいいます。 「計画修繕」は、原則として建物等の耐用年数や劣化状況等を踏まえ、事業者が事前に提出する長期的な修繕計画に基づき行う、予防修繕を主とした修繕をいいます。
6	審査基準	8	4	2	(2)	③		③提案価格の配点について、算式による「配点（満点300点）×（提案限度額－該当提案価格）／（提案限度額－最低提案価格）」では、各社の提案評価が低く最低価格者が有利な価格競争になる可能性がありますので、貴市発注の佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業の事業者選定基準書のような算出方法への修正をご検討頂けないでしょうか。	原文のままとします。 提案内容・価格ともに事業者の創意工夫を期待しているため、今回の計算式を採用しています。
7	審査基準	8	4	2	(2)	③		表示の価格評価計算式では、おおよそ2億5千万差で270点ほどの差が付きまます。定性評価と比較しても差が大きい為、価格競争になることが心配されます。今後の物価上昇、人手不足、材料不足等の変化を考慮すると価格低減に評価のウェイトを置くことは避けてほしいと思われまます。是非、計算式を佐野市文化会館改修工事採用の（配点×最低制限価格/提案価格）にしていきたいと思われまますが如何でしょうか。	No. 6 をご覧ください。
8	審査基準	8	4	2	(2)	③		総合評価における提案価格の評価について、明記されていまます算定式によりまますと、提案価格を安価(ダンピング)することにより評価点が異常に高くなり、総合評価における「価格評価点」が占める割合が高くなると考えられまます。品質確保(ダンピング防止)や労務単価の適正化等、建設業界の労働環境の改善も計られたものでなくてはなりません。公募型プロポーザル方式として前例の「佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業」の審査基準と同様の算定基準(修正版)であるべきと強く考えまます。	No. 6 をご覧ください。
9	審査基準	8	4	2	(2)	③		提案価格の配点方式ですと、価格競争になります。国が中小企業の労働賃金を上げるべく様々な取り組みが行われている中、値下げ競争は直接、労務費を抑えることになりまます。佐野市文化会館改修工事に採用されてる計算方式が望ましいと思われまますが、いかがでしょうか。	No. 6 をご覧ください。
10	審査基準	8	4	2	(2)	③		審査基準書の価格配点方式ですと、非常に差をつけやすくなりまます。それにより、価格配点を増やすため、値下げを念頭に提案内容の質が低下することが心配となりまます。昨年、同様のプロポーザル審査となったサン文化会館工事のときの計算方法は価格偏重を解消し、中身重視となっていると思われまますので、計算方法を変更して頂けないでしょうか。	No. 6 をご覧ください。

11	審査基準	8	4	2	(2)	③	昨年、プロポーザルされた佐野市文化会館改修工事の価格配点計算式を使用願いたい。今回事業規模では、数億円の差は見方によっては配点に大きく差が出ると思います。それにより、配点欲しさに値下げに視点を向けられたら安定した品質、技術の確保、安全安心な工程管理等々が損なわれやすくなると推察されます。学校という特別な建造物だからこそ、大切にしたいところです。計算式を佐野市文化会館改修工事の計算式でお願い致します。	No. 6をご覧ください。
12	審査基準	8	4	2	(2)	③	価格評価点の算定について、この算式では最低提案価格が重視されてしまうと思われます。ダンピング防止、総合評価の観点から技術提案が反映される算式の修正の検討をお願いいたします。事例として「配点x最低提案価格/提案価格」を提案いたします。	No. 6をご覧ください。
13	様式集						2-5 2-6 元請設計(監理)実績とありますが、PFIやJVでの実績も認められるでしょうか。	PFI事業の場合は発注者と直接契約を交わした構成企業（SPCを組成した場合は、SPCの構成員とする）については実績として認めます。 JVの実績については、令和6年6月14日に公表した「実施方針等に関する個別対話への回答」のNo15で回答しておりますが、設計・工事監理業務についても、JV（共同企業体）の場合は、代表企業かつ元請とした実績を有するものとします。
14	設計施工一括契約書案	4	6		(3)		設計施工一括契約書第6条第1項（3）保証会社は「（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）」との指定がありますが、具体的な保証会社のご指定などはございますでしょうか？	契約書記載の要件を満たす保証事業会社であれば、特定の保証会社の指定はありません。
15	設計施工一括契約書案	5・7	7・10				設計施工一括契約書第7条の2第1項、第10条の2第1項 著作権や意匠の実施を無償で承諾するなどの規定ですが、無償とは著作権や意匠の実施について別途費用を事業者から市に請求しないという意味という理解で正しいでしょうか？	契約書に記載のとおり、成果物に係る著作権の譲渡や、設計で使用される登録意匠を用いた意匠の実施の承諾及び市による意匠登録の承諾について無償とするものであり、当該事項に関する費用の請求行為は一切できません。
16	設計施工一括契約書案	9	12				設計施工一括契約書第12条の2 アスベスト等調査などの事業者事前調査は「事業者の費用」によることとされていますが、これは請負代金額に含まべきという趣旨でしょうか？それとも請負代金額とは別に事業者負担で調査すべきということでしょうか？	第12条の2の第1項各号の調査費は、請負代金額に含まれます。
17	設計施工一括契約書案	11	14				設計施工一括契約書第14条の3 設計業務の期間や代金額が市の責めに帰すべき事由によるときは、市は「変更」できるとありますが、この「変更」は基本的に期間の延長、代金の増額を想定したものと理解で正しいでしょうか？	市の責めに帰すべき事由によるとき、市は、必要があると認められるときに限り、業務期間の延長若しくは、請負代金額の増額を行います。
18	設計施工一括契約書案	35	62				設計施工一括契約書62条第2項 第62条第2項でいうあっせん又は調停とはどのような調停を想定されていますでしょうか？第62条第1項で栃木県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停とあり、第62条第4項では1項・2項の手続を経た場合でなければ民事調停法に基づく調停を申し立てることはできないとあるので、第62条第2項でいうあっせん又は調停は栃木県建設工事紛争審査会や、民事調停法に基づくものではないと理解しています。それら栃木県建設工事紛争審査会や、民事調停法に基づくものではない調停について知識がないのでお伺いする次第です。	第62条第1項にあるとおり、建設業務に係る紛争については建設工事紛争審査会（以下、審査会）により紛争の解決を図りますが、審査会では設計に関する紛争を取扱いません。そのため、設計業務に関して紛争が発生した場合には、市と事業者の協議により調停人を選任し、あっせん又は調停による紛争の解決を図ります。
19	設計施工一括契約書案	47	別紙5	2			支払条件について、表にある年度毎の請負代金支払限度額（消費税込）が●●円となっております。提案限度額より年度毎の割合としてどのように考えたらよろしいでしょうか。	優先交渉権者の決定後、事業者提案の事業スケジュールによる年度別の配分事業費を基に、市と事業者で協議を行い、各年度の提案限度額を定めます。 なお、各年度の支払い額は出来高により調整します。
20	設計施工一括契約書案						設計施工一括契約書は、佐野市と共同企業体（SPCを組成しない場合）のうち設計、施工、設計監理等を担う企業との契約となり、維持管理を担う企業は含まないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	維持管理委託契約書案	4	4				第4条で「事業者は、～保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは～保証証券を市に寄託しなければならない」とありますが、これは、維持管理業務を担う企業が加入すると考えて宜しいでしょうか。また加入範囲、付保割合等をご指示ください。	維持管理業務を担う企業が加入してください。 付保割合は、契約保証金と同様に10分の1以上としてください。
22	維持管理委託契約書案	11	22				（委託料の支払い）について、別紙3の支払い方法を確認しましたが、毎年度毎の年1回の支払いになっています。協力して頂く市内業者への支払いも考慮し、年2回または、四半期毎の支払等、支払い方法の変更は可能でしょうか。	維持管理業務委託費は四半期毎に支払うものとし、募集要項及び維持管理業務委託契約書案を修正いたします。

23	維持管理委託 契約書案	16	1					維持管理契約書別紙3 1 (1) 「本事業は、募集要項等に定める事業範囲に係るすべてのサービスを事業者の責任で一体として提供するものであるため、市は、提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価（以下「委託料」という。）も一体のものとして支払う」とありますが、この記載の趣旨はどのようなもののでしょうか？仮に例えば当事者に帰責性のない事由で維持管理業務の提供がなくなった場合にも設計施工の代金支払いに影響するということでしょうか？	本事業は設計施工維持管理を一括して発注するものであり、一括して発注した業務に対して対価を一体のものとして支払うものです。 一方で、当事者に帰責性のない事由で維持管理業務の提供がなくなった場合においては、設計施工の代金支払いに影響いたしません。
24	維持管理委託 契約書案	21						維持管理契約書別紙4④ 「業務の事業者等の変更後も減額ポイントが付与される状態が継続した場合、本市はこの契約を解約することができる。」とありますが、具体的な判断基準が読み取れないでおります。具体的に解除に至るのほどの程度を想定されていますでしょうか？ 1ポイント程度でも場合によっては解除もありうるのでしょうか、それとも、100ポイント以上が発生した場合のみ解除も視野に入ってくるのでしょうか？	別紙4「1 (1)」に記載のように減額ポイントが計上される、即ち、市による改善勧告が度重なる状態が継続した場合に契約の解除について判断します。 したがって、減額ポイントの量によって判断するものではありません。
25	維持管理委託 契約書案	22						維持管理契約書別紙5 委託料の改定方法について、企業向けサービス価格指数の「(2015基準)」が使われるとありますが、こちらの基準が2015年とやや古いものでありますのはどのような背景がございますでしょうか？	公表した維持管理委託契約書案は「案」であるため、優先交渉権者決定後に、事業者との契約を結ぶ際には最新の指数を用います。 また、維持管理委託契約書案についても、当該文書を修正します。
26	維持管理委託 契約書案							維持管理委託契約書は、佐野市と共同企業体（SPCを組成しない場合）の維持管理業務を担う企業との契約となり、設計施工、工事管理を担う企業は、含まないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。